

建築確認申請者  
建築工事施工者 様

四日市市上下水道局  
管理部 生活排水課長

## 排水設備工事について

当建築確認申請が提出された土地は、宅内の汚水排水を污水本管に接続する区域になっております。（公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント）

排水設備工事を実施する際には、四日市市が指定している**四日市市公共下水道排水設備工事指定業者**（以下、「指定業者」という。）が施工するように条例で定められています。

指定業者以外の施工は違反行為であり、条例により罰せられることがあります。また、発覚時までの下水道使用料を遡って請求する場合がありますので、必ず指定業者による施工をお願いいたします。

なお、合流式区域図を添付しますので、参考にして下さい。

以上のことについて、ご質問等がありましたら下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先  
上下水道局 生活排水課 水洗化普及係  
TEL 059-354-8221

